

4月から マイナンバーカード ネット予約ができる手続きが拡大

当日の必要書類については、小平市ホームページ(ID106638、109430)をご覧ください。

手続き	受付窓口	市民課(市役所1階)	東部・西部出張所	市民課土曜窓口、平日夜間マイナンバー専用窓口
①カード受け取り		予約可能		
②電子証明書の更新・発行				予約必要(※2)
③暗証番号の再設定		予約不要(※1)		
④券面記載事項変更(※3)				

- ※1 直接窓口へお越しください。
- ※2 予約がない場合、窓口にお越しになっても受け付けはできません。
- ※3 券面記載事項の変更は、転入・転居などと同時に手続きをする場合は予約不要です。

予約締切

- ▷市民課(市役所1階)
 - ①…実施日の3開庁日前の正午
- ▷東部・西部出張所
 - ①…実施日の3開庁日前の正午
 - ②~④…実施日の2開庁日前の正午
- ▷市民課土曜窓口、平日夜間マイナンバー専用窓口
 - ①…実施日の3開庁日前の正午
 - ②~④…実施日の1開庁日前の正午

予約方法

小平市マイナンバーカード交付窓口予約システム(上図QRコード)または問合せ先へ

問合せ

小平市マイナンバーコールセンター ☎042(346)9841



マイナンバーカード
交付窓口予約システム



③・④の予約は「申請予約をする」から



予約受付中

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金 (子ども加算と住民税 均等割のみ課税世帯へ の給付)

子ども加算

対象 令和5年12月1日時点で小平市に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童を扶養する世帯

支給額 対象児童1人あたり5万円 ※同一児童について1回限り。

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円支給)を3月1日までに受給した住民税非課税世帯へは、3月25日(月)に、7万円

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付

対象 令和5年12月1日時点で小平市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者または住民税均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯

支給額 1世帯あたり10万円 ※1世帯1回限り。

※子ども加算の対象となる児童がいる場合、児童1人あたり5万円が加

を受給した口座へ振り込みます。3月2日以降に受給した世帯へは、順次振り込みます。家計急変世帯として7万円を受給した世帯は、子ども加算の対象とはなりません。

※令和5年12月2日以降に出生した新生児、別世帯にいる生計同一の児童については、申請が必要です。申請書など、詳しくは小平市ホームページ(ID110833)をご覧ください。

共通

申請期限 8月31日(土)(消印有効)

問合せ 小平市重点支援給付金コールセンター ☎0120(907)434 (平日の午前9時~午後5時15分)

障がい者虐待の防止

平成24年10月1日から、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されています。この法律は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに

心身障がい者 自動車ガソリン費の 補助請求を

月50リットルを限度として、1リットルにつきガソリン税額相当分54円を補助します。

申込み 4月1日(月)から10日(水)までに、1月~3月分の領収書と印鑑、決定通知書兼受給者カード

心身障がい者 福祉タクシー利用券を交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、令和6年度分を交付します。

申込み 3月22日(金)から、印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳を持参のうえ、問合せ先(健康福祉事務センター1階)、東部・西部出張所へ

固定資産税 3年ごとの評価替えにあたり 縦覧・閲覧制度の活用を

令和6年度は、市内の土地・家屋の評価額が見直される年です。固定資産の評価額、税額などの確認に、縦覧・閲覧制度をご活用ください。

縦覧帳簿の縦覧
ほかの土地や家屋と評価額を比較できます。

対象 令和6年1月1日現在、市内の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の所有者またはその関係者 ※関係者とは、所有者と同一世帯の親族、納税管理人などです。

持ち物 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理人の場合)

縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間中、所有者またはその関係者は無料で閲覧できます。

※相続人の方は、お問い合わせください。

共通

とき 4月1日(月)から ※縦覧帳簿の縦覧は、5月31日(金)までです。平日は午後5時まで、土曜日は午後0時15分までです。

ところ 税務課(市役所2階)

問合せ 税務課 ☎042(346)9524

▽家屋・償却資産に関すること... ☎042(346)9525

東村山税務署 定額減税説明会

令和6年度税制改正の大綱が閣議決定され、令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)を実施することになりました。今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されます。給与の支払者を対象に、令和6年分所得税の定額減税について説明します。

とき 4月30日(火) 午前10時~11時30分、午後1時30分~3時

ところ 市役所6階大会議室

定員 各百人

※予約方法など、詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 国税庁 ☎0861

審議会などの日程

公民館運営審議会
とき 4月9日(火) 午後2時から

ところ 中央公民館講座室2

傍聴定員 5人

申込み 当日、午後1時50分から、会場で受付(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 中央公民館 ☎042(341)0861

市税の納期内納付にご協力を

市税は行政サービスの提供に使用される貴重な財源です。令和5年度の市税(市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収))はいずれも

市税の納付方法 一部を変更

▽クレジットカードによる納付 F.I.R.E.G.I.公金支払いの納付受付は終了しました。今後、クレジットカードで納付を希望する場合は、地方税お支払サイトをご利用ください。

▽スマートフォン決済アプリによる納付

バーコード読み取りでの納付受付は、3月31日(日)で終了します。4月1日(月)以降にスマートフォン決済アプリから納付を希望する場合は、納付書に印刷された地方税統一QRコード(e-LiQR)を読み取り、納付してください。

詳しくは、小平市ホームページ(ID105041)をご覧ください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9526

